

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和3年1月19日決裁分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 7件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 7件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 3件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000234号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000122号

第1 結論

- 1 請求者のA社における請求期間のうち、平成27年12月1日から平成28年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成27年12月から平成28年3月までは20万円を22万円、同年4月から同年6月までは20万円を24万円とする。

平成27年12月から平成28年6月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年12月から平成28年6月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における請求期間のうち、平成27年11月1日から同年12月1日までの期間及び平成28年4月1日から同年7月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成27年11月は22万円、平成28年4月から同年6月までは26万円とする。

平成27年11月及び平成28年4月から同年6月までの各月の訂正後の標準報酬月額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年11月1日から平成28年7月1日まで

請求期間について、ねんきん定期便に記載されている保険料納付額が、給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額と相違しているため、請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成27年12月1日から平成28年7月1日までの期間について、請求者から提出された給与に係る明細書(以下「給与明細書」という。)及びA社から提出された年間貸金台帳(項目別)により、請求者が当該期間において同社からオンライン記録の標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成 27 年 12 月から平成 28 年 3 月までは 22 万円、同年 4 月から同年 6 月までは 24 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 7 月 1 日までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについて、事業主は不明である旨回答しているが、日本年金機構が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届に記載された報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額に見合う額となっていることから、事業主から報酬月額をオンライン記録の標準報酬月額に見合う額とする当該届が提出され、その結果、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間のうち、平成 27 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間について、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、同法による記録の訂正は認められない。

- 2 請求期間のうち、平成 27 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び平成 28 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間について、前述の給与明細書等及び日本年金機構の回答により、当該各期間の標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間に係る報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求者の平成 27 年 11 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間及び平成 28 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる報酬月額及び日本年金機構の回答から、平成 27 年 11 月は 22 万円、平成 28 年 4 月から同年 6 月までは 26 万円とすることが妥当である。

ただし、平成 27 年 11 月及び平成 28 年 4 月から同年 6 月までの各月の訂正後の標準報酬月額（上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000281号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000123号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年8月21日から平成14年3月1日まで

厚生年金保険の記録では、A社における被保険者資格取得日が平成14年3月1日となっているが、請求期間も同事業所に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該資格取得日を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された平成14年8月1日作成のA社社員名簿(個人データ)(以下「社員名簿」という。)において、請求者の入社年月日は平成12年8月21日と記載されていることから、請求者が請求期間において同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、B社は、社員名簿の作成日である平成14年8月1日における請求者の勤務形態が週4日であることは確認できるが、請求者の請求期間における勤務形態及び厚生年金保険料の控除については、確認できる資料が無く不明である旨回答しており、同事業所から請求者の請求期間における勤務形態等を確認することができない。

また、B社は、請求期間当時、勤務形態が週4日以上に従業員は厚生年金保険に加入していたが、勤務形態が週3日以下の従業員は厚生年金保険に加入していなかった旨回答しており、同事業所の請求期間当時の社会保険事務担当者は、各勤務地から事務局あてに送られてきた従業員の勤務実績に基づき、勤務形態が週4日以上である者について厚生年金保険の加入手続を行っていた旨陳述していることを踏まえると、同事業所では全ての従業員が入社日から厚生年金保険に加入する取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、C市の回答によると、請求者は請求期間を含む平成10年5月21日から平成14年3月2日までの期間において、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務形態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000350号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000124号

第1 結論

請求者のA社における平成28年9月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成28年9月は、14万2,000円を59万円とする。

平成28年9月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年9月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年9月1日から同年10月1日まで

請求期間について、当時、A社から支払われた給与は140万円あったが、当該期間における保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額は14万2,000円と記録されているので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成28年賃金台帳により、請求者が請求期間において、オンライン記録の保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額を超える報酬月額の支払いを受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、請求期間に係る標準報酬月額については、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、前述の賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に誤記があり、請求どおりの届出を行っておらず、請求どおりの保険料は納付していない旨回答していることから、その結果、年金事務所は、請求者の請求期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000352号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000125号

第1 結論

請求者のA社における平成30年3月31日の標準賞与額を20万円に訂正することが必要である。

平成30年3月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成30年3月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成30年3月31日

厚生年金保険の記録によると、請求期間にA社から支給された賞与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)とされているので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の平成31年度所得・課税証明書並びにA社から提出された請求者の平成30年分に係る賃金台帳及び給与所得に対する源泉徴収簿により、請求者が請求期間に同社から賞与の支払を受け、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効消滅した後に、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000524号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000126号

第1 結論

請求者のA社における平成20年12月5日の標準賞与額に係る記録を44万6,000円とすることが必要である。

平成20年12月5日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和59年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成20年12月5日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額44万6,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成20年*月*日から平成21年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、44万6,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000537号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000127号

第1 結論

請求者のA社における平成24年6月25日の標準賞与額に係る記録を79万8,000円とすることが必要である。

平成24年6月25日の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成24年6月25日

請求期間にA社から賞与が支給されたが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が保険給付の計算の基礎とならない記録となっている。当該賞与に係る標準賞与額の記録を保険給付の計算の基礎となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る賃金台帳により、請求者が請求期間において標準賞与額79万8,000円に見合う賞与の支払を受けたことが認められる。

一方、オンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文該当と記録されているところ、同条本文には、保険料を徴収する権利が時効により消滅したときは当該保険料に係る被保険者であった期間に基づく保険給付は行わない旨規定されている。

しかしながら、オンライン記録により、事業主が請求者に係る育児休業等(平成24年*月*日から平成25年*月*日までの期間)取得の申出を行ったことが確認できるところ、厚生年金保険法第81条の2において、育児休業等をしている被保険者が使用される事業所の事業主が申出をしたときは、当該被保険者に係る保険料であってその育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係る保険料の徴収は行わない旨規定されており、当該規定に基づく、請求者の請求期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を徴収する権利そのものが存在しないことから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録については、厚生年金保険法第75条本文の規定は適用されない。

以上のことから、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳から、79万8,000円とし、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000348号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2000032号

第1 結論

昭和42年*月から昭和45年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和42年*月から昭和45年2月まで

私は、請求期間当時、A県B市に居住する大学生であったが、実家(同県C郡D町(現在はE市))の父が私の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納めてくれたと聞いた。

また、父から請求期間の国民年金保険料を納めた証拠として、当時、証書のようなものを手渡されたが、そこには本名とは別の呼び名である「F氏」と記載されており、父はその理由について、他人の年金記録と間違えないようにするために、役所の助言を得て手続を行ったものだと話してくれたことを覚えている。

しかし、父から手渡された証書のようなものは紛失してしまったが、父が私の国民年金に係る加入手続及び保険料を納付してくれているのは確かなので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、学生であったとする請求者が請求期間の国民年金保険料を納付するためには、住所地の市区町村において、国民年金に任意加入し、国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出される必要があるところ、社会保険オンラインシステムにより氏名検索(「F氏」等の検索を含む。)を行ったほか、日本年金機構において、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、請求者の請求期間当時の住所地であったA県内で払い出された記号番号の氏名検索(「F氏」等の検索を含む。)を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できなかったことから、請求期間は国民年金に未加入の期間であり、請求者及び請求者の父は、請求期間の国民年金保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、請求者の国民年金の加入手続が行われた場合、加入手続後に、請求者の記号番号が記載された年金手帳が交付されることとなるが、請求者は、当該年金手帳について交付された記憶はない旨陳述している。

さらに、請求者は、自身の国民年金に係る加入手続及び保険料の納付に関与していない旨陳述しており、これらを行っていたとする請求者の父は既に亡くなっていることから、請求者の国民年金に係る加入状況等を確認することができない。

このほか、請求者及び請求者の父が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控等)はなく、請求期間について、ほかに請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000215号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000128号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和58年10月27日から同年12月30日に訂正し、同年10月及び同年11月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

昭和58年10月27日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和58年10月27日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

昭和58年11月1日から同年12月30日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年10月27日から昭和59年1月1日まで

A社を昭和58年末で退職したが、厚生年金保険の資格喪失日は同年10月27日として記録されている。

当時の給料支払明細書を提出するので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、昭和58年10月27日から同年11月1日までの期間については、雇用保険の記録、請求者から提出されたA社の給料支払明細書等及び同社の元事業主の陳述から判断すると、請求者は、当該期間に同社において正社員として勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和58年10月27日から同年11月1日までの期間の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により認められる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の昭和58年10月27日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、元事業主は、当時の資料を保管しておらず、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の納付について不明である旨回答及び陳述しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、

行ったとは認められない。

- 2 請求期間のうち、昭和 58 年 11 月 1 日から同年 12 月 30 日までの期間について、第 3 の 1 と同様に、請求者は、当該期間に A 社において正社員として勤務し、事業主により給与の支給を受けていたことが認められるところ、厚生年金特例法に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

しかしながら、前述の給料支払明細書における厚生年金保険料控除額の変更状況等から、請求期間当時の A 社における厚生年金保険料は当月控除であったことが推認できるところ、請求期間のうち、昭和 58 年 11 月 1 日から同年 12 月 30 日までの期間に係る同年 11 月分の給料支払明細書において、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できないため、厚生年金特例法による記録の訂正を認めることはできない。

一方、請求者は、請求期間のうち、昭和 58 年 11 月 1 日から同年 12 月 30 日までの期間に A 社において正社員として勤務し、給与の支給を受けていたと認められることから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 58 年 12 月 30 日に訂正し、同年 11 月の標準報酬月額については、前述の給料支払明細書により認められる報酬月額に見合う標準報酬月額から、13 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、請求期間のうち、昭和 58 年 11 月 1 日から同年 12 月 30 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である

- 3 請求期間のうち、昭和 58 年 12 月 30 日から昭和 59 年 1 月 1 日までの期間について、請求者は、A 社の在籍期間は、契約上昭和 58 年 12 月末日までである旨主張しているが、雇用保険の記録によると、請求者の同社における離職年月日は同年 12 月 29 日である上、請求者から提出された昭和 58 年分の給与所得の源泉徴収票の退職年月日欄には「58 12 29」と記録されていることから、同社は、請求者の退職日を昭和 58 年 12 月 29 日として処理したものと考えられる。

また、前述の給料支払明細書のうち、昭和 58 年 12 月に係る最後の 1 枚を見ると、労働日数欄には「自 12 月 25 日 至 12 月 29 日 5 日」と、支給金額欄には基本給、調整手当及び精勤手当の合計額を日割り計算した場合の 5 日分の金額が計算式と共に記載されていることを踏まえると、請求者が同月 30 日以降に A 社の事業主により給与の支払を受けたことを確認することはできず、請求期間のうち、昭和 58 年 12 月 30 日から昭和 59 年 1 月 1 日までの期間の勤務又は在籍を確認することができない。

さらに、A 社は既に解散している上、元事業主は、資料はなく当時のことは分からない旨陳述しており、このほか、請求者が請求期間のうち、昭和 58 年 12 月 30 日から昭和 59 年 1 月 1 日までの期間において、同社に勤務していたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間のうち、昭和 58 年 12 月 30 日から昭和 59 年 1 月 1 日までの期間において、請求者が厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000496号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000129号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成22年12月27日の標準賞与額を30万円に訂正することが必要である。

平成22年12月27日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月27日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年12月27日

B社から請求期間に支払われた賞与について、厚生年金保険の記録では、年金給付に反映しない標準賞与額と記録されているが、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、年金給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B社から提出された請求期間に係る冬季賞与明細書及び請求者から提出された預金通帳から判断すると、請求者が請求期間に同社から賞与の支払いを受け、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000188号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000130号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年1月1日から平成11年10月1日まで
請求期間について、A社に勤務したのに、当該期間の厚生年金保険の加入記録がない。
平成6年分から平成11年分までの期間に係るA社の給与所得の源泉徴収票等を提出するので、当該期間の年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された平成6年分から平成11年分までの給与所得の源泉徴収票(以下「源泉徴収票」という。)により、請求者が請求期間において、A社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成11年10月1日であり、請求期間において同社は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、商業登記の記録によると、A社は既に解散している上、同社の元事業主は死亡していることから、同社及び同社の元事業主から請求者の請求期間における勤務実態、厚生年金保険の届出及び厚生年金保険料控除の状況について確認することができない。

さらに、請求者は、請求期間当時の勤務を証言してくれる者として4人の名前を挙げているところ、当該4人のうち所在地が判明し聴取できた2人はいずれも、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況は不明である旨陳述している上、オンライン記録によると、A社の被保険者は、請求者と死亡した元事業主の二人のみであることから、請求者が名前を挙げた者及び同社の被保険者のいずれからも、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況を確認することができない。

加えて、請求者から提出された源泉徴収票には、社会保険料等の金額が記載されているものの、当該社会保険料等の金額は、源泉徴収票に記載されている給与の支払金額及び請求者が陳述する給与月額を基に算出した健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の各保険料の合計金額とはかい離しており、そのほかに当該社会保険料等の金額の内訳を検証する資料はないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2000161号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2000131号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和34年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年2月1日から同年4月1日まで

私は、A社の社長の誘いを受け、平成18年1月下旬頃から、同社において勤務するようになったので、遅くとも同年2月1日には厚生年金保険に加入していたはずである。入社後1か月程度、本社において研修を受けた後、同年3月初旬頃からB支店で勤務するようになった。

しかし、厚生年金保険の記録では、A社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成18年4月1日となっているので、調査の上、同社における被保険者資格の取得年月日を同年2月1日に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間のうち、平成18年2月21日から同年4月1日までの期間について、請求者のA社に係る雇用保険被保険者の記録、請求者から提出された請求者名義の預金通帳における同社からの振込の記載、請求者を知る同社の元取締役及び元経理事務担当者の給与支払方法に係る回答及び陳述から判断すると、請求者が当該期間において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、請求期間のうち、平成18年2月1日から同年2月20日までの期間について、A社は、請求者の勤務実態について不明である旨回答している上、商業登記の記録において、請求期間当時に同社の事業主として確認できる二人のうち、一人は請求者を知らないと回答しており、他一人は死亡しているため事情照会できない。

また、A社に係るオンライン記録において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録があり、所在の判明した元従業員に照会したところ、回答のあった元経理事務担当者を含む8人は請求者を知っているとしているものの、請求者の入社日については、覚えていないと回答している。

さらに、請求者は、平成18年*月*日付けの外国送金依頼書及び外国向送金計算書を提出し、当該書面に記載された送金額は、同日にA社から現金支給された給与を転用したものである旨主張しているものの、同社の現事業主は、請求者のためにCに送金した覚えはあるが、当該金銭は、当時の事業主が請求者に援助したものであり、給与ではなかったと思うとし、同社の元経理事務担当者もCに送金したことは覚えているが、送金した金銭が、請求者の給与だったか否か、私には分からない旨陳述している。

加えて、A社及び同社の元経理事務担当者は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料控除の有無について、不明である旨回答及び陳述している上、前述の外国送金依頼書等における送金額及び請求者名義の預金通帳により確認できる同社からの振込額だけをもって、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていた事実を確認又は推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。